

令和7年5月16日

**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び
携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案に対する意見募集**

総務省は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要に関して、令和7年5月17日（土）から同年6月16日（月）までの間、意見を募集します。

1 意見募集対象

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要（別紙1のとおり）

2 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」といいます。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、個人番号カード（同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいいます。以下同じです。）の交付を受けている者は、当該個人番号カードに表記されている氏名、住所、生年月日、性別、個人番号及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者を除きます。）に係る電磁的記録（以下「カード代替電磁的記録」といいます。）をその者が使用する移動端末設備（スマートフォンやタブレット端末等）に搭載して利用できるようとなりました。

前記の改正法の施行に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）において、カード代替電磁的記録を搭載した移動端末設備による本人確認方法を新たに追加すること等を内容とする所要の改正を行うことから、本案について広く意見を募集するものです。

3 意見募集の要領
別紙2のとおり

4 募集期間

令和7年5月17日（土）から同年6月16日（月）まで（必着）

※郵送についても、必着とします。

5 留意事項

提出いただいた意見については、意見、提出者の氏名（法人等にあつてはその名称）、その他の属性に関する情報については、後日公表する場合があります。

また、いただいた意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

6 資料の入手方法

なお、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要」（別紙1）及び「意見募集要領」（別紙2）は、e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

7 今後の予定

寄せられた御意見を踏まえ、速やかに携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の改正を行う予定です。

連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

担当：田中課長補佐、板村係長、麻田官、佐野官

電話：03-5253-5487

電子メールアドレス：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設について

別紙1

携帯電話不正利用防止法施行規則の主な改正事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正（※1）により、**マイナンバーカードが保有している基本4情報等（※2）をスマートフォンに搭載**できるようになったことを踏まえ、マイナンバーカードによる本人確認と同様に、それらの情報を用いてスマートフォンで携帯電話不正利用防止法上の本人確認が可能となるよう、**新たな本人確認方法を追加して規定するもの**（※3）。

（※1）令和7年4月1日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）が施行された。

（※2）氏名、生年月日、住所、顔写真等。

（※3）本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けている者に限る。

新たに規定する本人確認方法

カード代替電磁的記録（※1）

氏名
振込振名
生年月日
住所・性別
個人番号
顔写真

カード代替記録事項（※2）

スマホの
公開鍵
（電子署名）



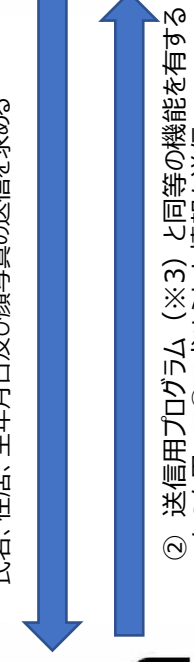
顧客



携帯音声通信事業者等



① カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所、生年月日及び顔写真の送信を求める



② 送信用プログラム（※3）と同等の機能を有するものを用いて①で求められた情報を送信

③ 確認用プログラム（※4）と同等の機能を有するものにより、送信された情報が顧客のものであることを確認

- （※1）改正法による改正後の番号利用法（以下「新番号利用法」という。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。
- （※2）番号利用法第2条第7項第1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真をいう。
- （※3）新番号利用法第18条の3第1項により内閣総理大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- （※4）新番号利用法第18条の4第1項により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムをいう。

その他の改正事項

上記の契約時本人確認方法の新設に伴い、携帯音声通信端末設備等の貸与、譲渡時における本人確認方法においてもカード代替電磁的記録による確認方法を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

意見公募要領

1 意見公募対象

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省において、マイナンバー機能を搭載したスマートフォンによる本人確認方法の新設等を内容とする「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、所要の改正を行うことから、本案について広く意見を募集するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入り

ますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5868

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和7年（2025年）5月17日（土）から6月16日（月）まで（必着）

※郵送についても、必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

担 当：田中課長補佐、板村係長、麻田官、佐野官

電 話：03-5253-5487

F A X：03-5253-5868

電子メールアドレス：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
利用環境課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見